

## 第6節 新型インフルエンザ等対策

### ■ 現状

#### 1 鳥からヒトへの感染拡大

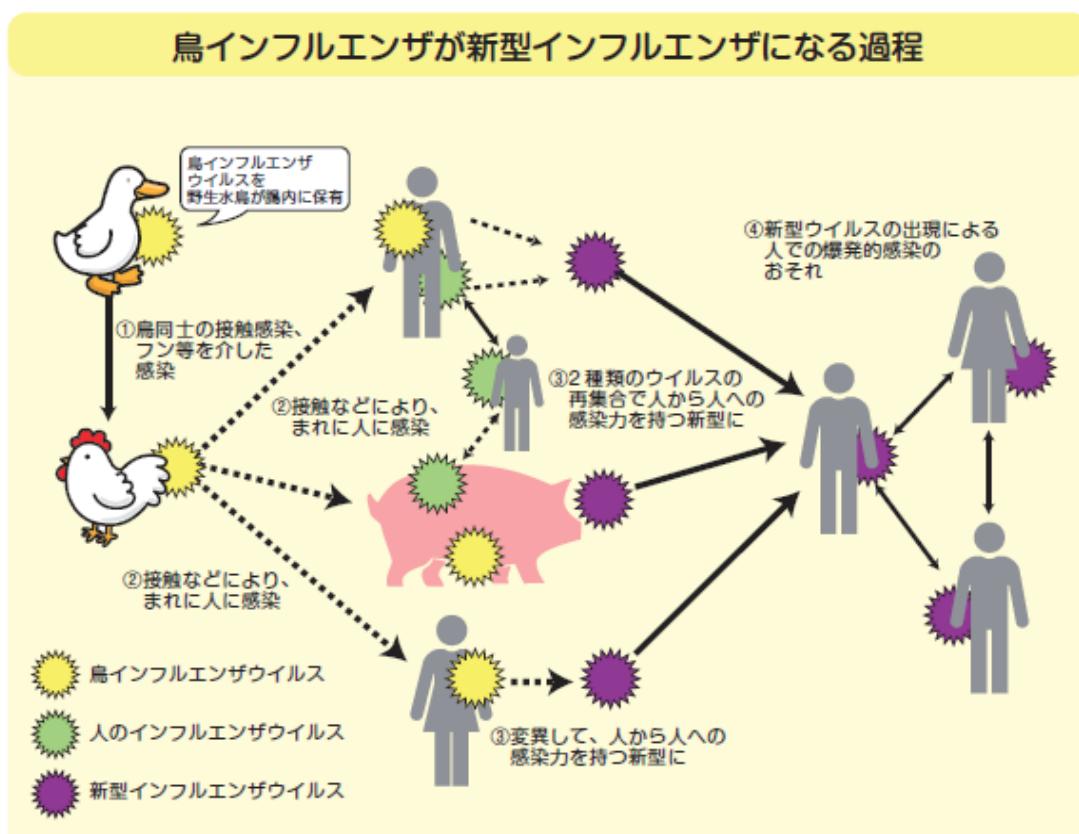
- 鳥インフルエンザは鳥の感染症ですが、まれに鳥インフルエンザのウイルスがヒトに感染し、ヒトの感染症を引き起こすことがあります。鳥からヒトへ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされています。
- 東南アジアなどを中心に、家禽類の間で高病原性鳥インフルエンザ A (H5N1) が発生しており、2003年以降継続的に家禽からヒトに感染し死亡する例が報告されています。

これまでのところ、ヒトからヒトへの持続的な感染は確認されていませんが、このような高病原性鳥インフルエンザ A (H5N1) のウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念されています。

- 2013年3月、中国から報告された新たな鳥インフルエンザ A (H7N9) もヒトに感染し死亡する例が報告されています。

2016年末から中国における感染者の急な増加がみられ、過去の流行期に比べて発生規模が大きくなっていますが、感染者の状況やウイルスの性質は過去の流行期と同様とされています。

現在、持続的なヒトからヒトへの感染は認められていませんが、今後、遺伝子変異により世界的な大流行（パンデミック）を起こす可能性は否定できないことから、継続して状況を注視しています。



【図1】鳥インフルエンザが新型インフルエンザになる過程

出典：内閣官房新型インフルエンザ等対策室リーフレット

## 2 新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行

- 新型インフルエンザとは、ヒトからヒトに持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであり、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速な蔓延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあります。
- 2009年（平成21年）4月、メキシコ及び米国で確認された新型インフルエンザ（A/H1N1）は短期間で全世界に広がり、同年5月には都内でも患者が確認されました。病原性は高くなかったため、7月には一般医療機関での診療体制に移行しましたが、秋以降急速に感染が拡大し、発生後1年間に国内で2,000万人（推計値）が罹患したと言われています。

しかし、罹患後早期に医療機関を受診し治療を開始した患者が多かったこともあり、国内の死亡率は他国に比べ著しく低い水準に留まりました。

## 3 国、都、圏域各市の動向

- 2009年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、平成23年9月に、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」が改定されました。
- さらに、新型インフルエンザ及び全国的かつ急速な蔓延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、平成25年4月、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が公布され、同年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）が策定されました。
- 都は、政府行動計画を受け、平成25年11月、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）を策定し、平成28年8月、「東京都新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン（暫定版）」（以下、「都ガイドライン」という。）を改定しました。  
都行動計画は、発生段階に応じた都全体の具体的な対策内容や組織体制が定められており、都ガイドラインは、感染拡大防止、予防接種、医療など、実際の保健医療現場の具体的な取組内容をまとめるとともに、発生段階ごとの各関係機関の担うべき役割を明確にして、具体的に行動できるための指針としています。
- 保健所は、平成20年5月、市、消防署、地区医師会、医療機関等で構成する「北多摩南部新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議会」（以下、「ブロック協議会」という。）を設置しました。圏域の関係機関が緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に適切な医療を提供できる体制を整備するための検討を行っています。
- また、都ガイドラインの改定を受け、ブロック協議会での協議を経て、平成29年2月、多摩府中ブロックの「新型インフルエンザ等感染症地域医療確保計画」（以下、「地域医療確保計画」という。）を改定しました。
- 地域医療確保計画では、新型インフルエンザ発生時の各関係機関の役割をはじめ、保健所に設置する新型インフルエンザ相談センター等での住民からの相談体制、発生段階に応じた感染症指定医療機関<sup>\*1</sup>等における医療提供体制、感染拡大防止のための防疫体制等について定めています。

\*1 感染症指定医療機関：感染症法に基づき、特定の感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した病院をいう。当圏域においては、武藏野赤十字病院が第二種感染症指定医療機関に指定されている。

- 圏域各市も、新型インフルエンザ行動計画を策定し、住民に対する予防接種体制の構築や関係機関との連携に取り組んでいます。
- 保健所は、地域医療確保計画を実効性のあるものとするため、訓練や研修会等を実施し、各市、医療機関等と連携して保健医療体制の整備を進めています。
- 今後、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、会場を有する圏域として、より実効性のある取組が求められています。

## ■ 課題

### 地域保健医療体制の整備と連携強化

- ・ 新型インフルエンザ等の流行に備え、感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関、感染症入院医療機関、保健所等が相互連携を強化して、地域保健医療体制の整備を推進する必要があります。
- ・ 医療機関等における新型インフルエンザ等発生時のマニュアル及びBCP（事業継続計画）<sup>\*2</sup>の策定や見直し等を支援していく必要があります。

## ■ 今後の取組

### 圏域における保健医療体制の整備と連携強化

#### <保健所>

- ブロック協議会の運営を通じて、発生時の医療体制に関する協議や連携体制の確認等を行い、より実効性のある保健医療体制の整備と関係機関との連携強化を図ります。
- 市及び関係機関と連携した訓練及び研修会等を実施します。
- 新型インフルエンザ等対策に関して、市及び関係機関等へ情報提供します。

#### <市>

- 地区医師会、医療機関等と協議しながら、医療体制の整備を進めます。
- 住民に対する予防接種体制の構築を図ります。
- 保健所及び関係機関と連携協力した訓練及び研修会等を実施します。

#### <医療機関等>

- 発生時の対応マニュアル及びBCP（事業継続計画）等を見直し、策定します。
- 都行動計画等において発生段階ごとに定められた役割分担に応じて、外来診療や入院治療の確保等に協力します。

<sup>\*2</sup> BCP（事業継続計画）：Business Continuity Plan の略であり、災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画である。

## 第2章 健康危機管理体制の充実 第6節 新型インフルエンザ等対策

- 住民接種等予防接種体制整備への協力をします。
- 保健所、市等と連携した訓練及び研修会等を実施します。

**■ 評価指標**

指標	現状	目標
新型インフルエンザ対策訓練・研修会等	(保健所) 防護服着脱訓練：2回 患者発生時の図上訓練：1回 (市) 住民接種訓練等：2市 防護服着脱訓練：1市 BCP見直し：2市 (平成29年度)	着実に実施する

**コラム****新型インフルエンザ等の流行に備えて住民接種実地訓練を実施～府中市～**

新型インフルエンザ等が発生した際には、全住民を対象とした予防接種を自治体が行うこととなっています。

府中市では、平成29年10月、新型インフルエンザ等発生時の住民接種実施を想定した会場の設営訓練を行いました。訓練を踏まえ、感染防止や数百人の来場者の誘導方法など、現在の実施計画の問題点を探り、計画の修正等に対応していきます。

訓練には市の担当の他に、医師会、薬剤師会、警察、消防、市民ボランティアの方に参加していただきました。



来場者を受付で誘導



会場風景

参加者からはそれぞれの立場での大変貴重な意見をいただきました。

実地訓練を行うことで、現在の住民接種実施計画の見直す点が洗い出されるとともに、関係機関における、実際の実施に向けたイメージを共有することができました。